

4月1日から

町役場の組織が変わりました

4月1日から、町役場の組織が一部変更になりました。今回の見直しは、町民の皆さんにより良い行政サービスを効率的に提供できるよう既存の課及び係の再編統廃合を行うもので、変更点は以下のとおりです。

図 人事課 ☎ 34-2056



主な変更点

1. 秘書広報課を新設

人事課から秘書業務を分離し、広報課と統合した秘書広報課を設置しました。

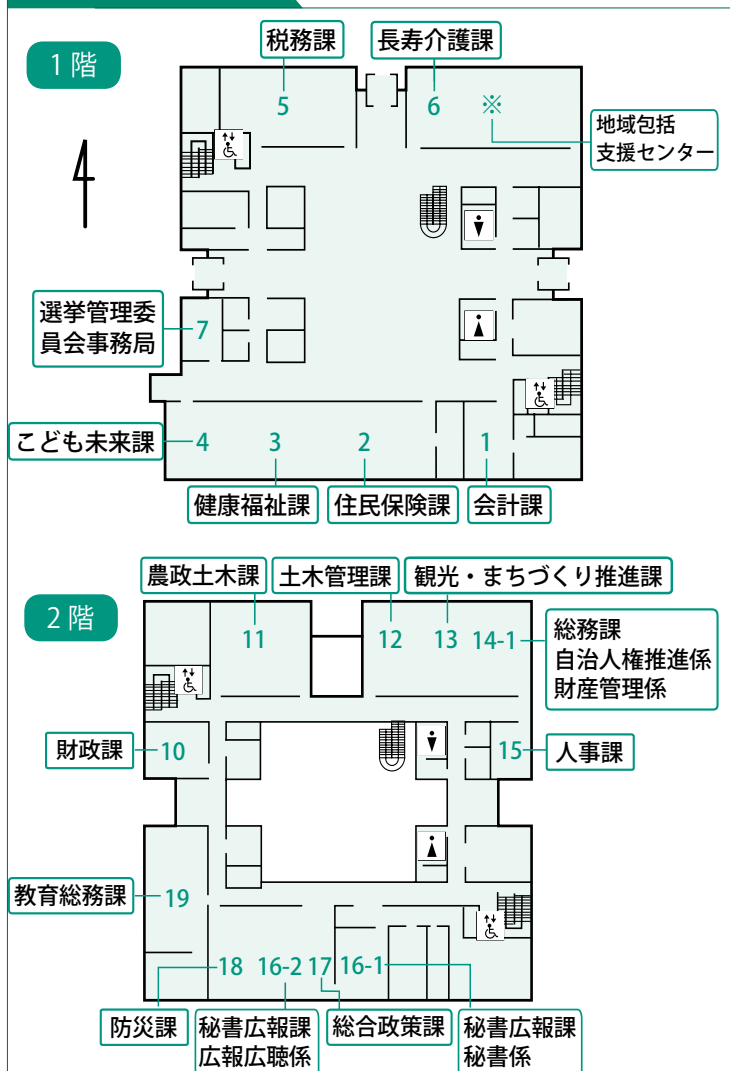
2. 上下水道部の業務課と水道課を統合

水道事業を円滑に行うため、業務課と水道課を統合し、水道課としました。

3. その他係の統合

その他事務の効率化のため、係の変更も行いました。

本庁舎内の配置図



副町長に住井康典氏が就任しました

3月5日から開かれた、平成30年田原本町議会「第1回定例会」の本会議で、副町長の選任について同意を求める議案が提出されました。その結果、住井康典氏が町議会の同意を得て、副町長に選任されました。任期は、4月1日から4年間です。

経歴

昭和32年4月3日生まれ。61歳。昭和55年に入庁。産業観光課長や総合政策課長、広報課長、町長公室次長などを歴任。



すみいやすのり 住井康典氏

のぞいてみよう

道の駅「レスティ 唐古・鍵」

4月に道の駅「レスティ 唐古・鍵」が、唐古・鍵遺跡史跡公園の向かいにオープンしました。「県中南和地域の歴史文化観光の総合玄関口」として情報を発信します。

今月号では、道の駅の中をエリアごとに紹介します。

☎ 道の駅「レスティ 唐古・鍵」 ☎ 33-9170



1F 史跡公園への期待を高める 交流エリア

地元の新鮮な野菜や特産品の販売店、簡易的な飲食店が並び、にぎわいを創出。観光情報を提供し、田原本町を広くPRしていきます。



▲ポーネロンド社製の遊具があります



▲中南和地域の観光情報を提供します



2F 多彩な教室や食を楽しむ 体験エリア

屋外テラスと吹き抜け空間に面した飲食店では、キッズコーナーなどを設けて、全ての来訪者が気軽に休憩でき、癒やしを感じることができます。また、多目的室では土器作りなど弥生時代の体験学習ができます。



▲女性用トイレにはパウダールームも設置



▲二輪車専用駐車場以外にもロードバイク用自転車スタンドも完備



3F 田原本の豊かな景観を望む 展望エリア

大和青垣・二上山の眺望や史跡公園を一望できる展望エリア。田原本の豊かな景観を眺めることができます。

マンホールカードを配布しています

本町のマンホールカードを下水道広報プラットフォーム（GKP）と共同制作し、道の駅「レスティ 唐古・鍵」で配布しています。（無料）

マンホールカードとは、下水道事業を身近に感じていただくことを目的に発行されているコレクションカードです。今回、第7弾で49自治体49種類が追加され、累計301自治体342種類が発行されています。マンホールカードを手に取り、少し下を向きながら町内を散策してみませんか。

配布開始日 4月28日(土)～

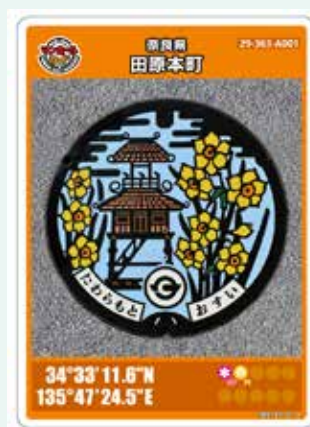
配布場所 道の駅「レスティ 唐古・鍵」(唐古70-1)

営業時間 午前9時～午後6時(年中無休)

配布方法 一人一枚の手渡しで無料配布(事前予約・郵送不可)

※配布の際、簡単なアンケートにご協力ください。

☎ 下水道課 ☎ 34-2076



利用可能時間・便

月～土曜日 午前8時～午後6時
 (日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
 田原本町内を出発または到着する便

対象・発行枚数

対象者 (下記のうちいずれか1つ選択)	利用券 発行枚数
70歳以上の人	24枚
身体障害者手帳1級または2級を有する人	12枚
療育手帳A1またはA2を有する人	12枚
自主的な移動が困難であることを証する書面を有する人	12枚
出産予定があり母子健康手帳の交付を受けた人	24枚
就学前の児童	24枚

利用期間など

同じ年度の4月1日～3月31日が利用有効期間です。次年度には繰り越せません。利用期間内であっても、日曜日・祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

※平成30年度の利用期間は、7月2日(月)～平成31年3月30日(土)となります。

利用券を使えるタクシー事業者

田原本町とあらかじめ契約しているタクシー事業者で右記の「タワラモトンタクシー」のステッカーが貼ってある車両



7月2日(月)から利用できます！(受付は5月21日(月)から)

タワラモトンタクシー助成制度
スタート

日常生活の移動に制約のある人を対象に、通常タクシー利用料金の一部助成を行う制度を7月2日(月)から開始します。

田原本町に住所を有する人で、対象者に該当する人は、申請を行っていただくことにより、利用券を交付します。タクシー運賃を支払う際、利用券を使うと、運賃から基本料金が差し引かれます。

図 総合政策課 ☎34・2083

町長メッセージ Vol.9



唐古・鍵遺跡の活用

4月17日にオープンした唐古・鍵遺跡史跡公園。無事この日を迎えられましたこと、関係各位におかれましては、御礼を申し上げます。

平成11年に国の史跡として指定を受け平成21年から整備を開始、ようやく完成となり感慨深いものがあります。私にとって「唐古・鍵遺跡」は、小学校に通っていたころ、よく唐古池の周りで遊んでいたのどとも馴染み深い存在です。教科書にも載っていた有名な遺跡だったので、楼閣の復元のみにとどまっていたため、存在感を示すことができていませんでした。今回、復元楼閣も新しく生まれ変わり、広大な史跡公園として弥生時代の環濠の復元や、当時あった植物などを再現し弥生の原風景を体験できるようにしました。これにより、考古学ファンや町民の皆さん、また地域の皆さんにも目に見える形となったことはひとつの区切りと思います。

6月には、「唐古・鍵考古学ミュージアム」がリニューアルオープンし

利用方法

- ①通常タクシーと同様に配車・乗車
(配車・乗車時)「タワラモトタクシー利用券」を使いますと伝える。
- ②(料金支払時)利用登録証と利用券(切り離さない)を乗務員に提示
- ③利用券1枚を乗務員が切り離し、残りの利用券と利用登録証を受け取る。
- ④タクシー運賃から基本料金を差し引いた金額を乗務員に支払う。
※利用券は運賃を支払う際に1枚のみ利用できます。
※利用券を利用できるのは交付を受けた者に限ります。(同乗者などの有無は問題ありません)

その他注意事項

- 町外へ転出した場合や死亡された場合などは、利用登録証と利用券を総合政策課へ返却してください。
- 利用登録証や利用券を譲渡、売買するなど不正な使用をした場合、利用料金の返還を求め、今後の利用券の申請はできません。

デマンド型乗合タクシー「ももたろう号」 運行は6月29日(金)まで

「ももたろう号」は、平成22年9月の実証運行から、ぼちぼち便利な公共交通として親しまれ、運行を行ってきました。通常タクシーとは違う性質上、利用などについては、皆さんにご不便などをおかけすることもあり、今まで利便性を向上させるために改善を加えてきました。

実施のアンケート結果を基に住民ニーズを踏まえ、更なる拡充を検討した結果、本町の交通政策として内容を整備し、7月2日(月)から「タワラモトタクシー」制度へ移行しますので、「ももたろう号」の利用登録証は、平成30年6月29日(金)をもって利用ができなくなります。

團 町地域公共交通活性化協議会(事務局:総合政策課) ☎ 34-2083

史跡公園に道の駅、近くに県フトボールセンターもありますので、本町にとって来場者が多く見込めるエリアへと発展できる可能性は十分にありそうです。手を緩めず策を打っていききたいと思います。

今後、考古学に関するイベントだけでなくこの広大な敷地を使ったソフト事業へも力を注いでいき、さまざまな人に来て楽しんでいただきたいと考えています。加えて、歴史的には唐古・鍵、飛鳥、藤原京、平城京と変遷しており、近隣市町村との歴史的な背景も踏まえた活用も考えていきます。

史跡公園を巡り、道の駅に寄って帰るといふことができます。一体として見るだけでなく体験もできるエリアとなつていきますので、ぜひ足を運んでいただきたいと思ひます。

申請方法

期間	5 / 21 ~ 6 / 29	7 / 2 ~
	土・日曜日、祝日を除く	
場所	町役場 1階 アトリウム内	町役場 2階 総合政策課
時間	午前8時30分~午後5時	

利用登録証交付申請(初回のみ申請が必要)

利用券交付申請(毎年度申請が必要)

次の書類を持参のうえ申請をお願いします。

- 来庁者の本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証、保険証など
- 対象となる要件に該当することが確認できる手帳や書類など

※本人以外が申請される場合、委任状が必要となります。

※本人が未成年の場合、原則保護者による申請(委任状不要)が必要となります。

Q & A

Q 発着が共に町内の場合しか利用できませんか?

A 発着のいずれかが田原本町内の場合でも利用できます。

Q 2人乗車の場合、利用券は2枚必要ですか?

A 利用券1枚でタクシー乗車最大人数まで乗車可能です。

Q ももたろう号の登録証を持っていても新たに申請が必要ですか?

A 新たに申請が必要ですので、対象者は申請をお願いします。